

第62号の3様式 その1(第32条の3関係)

公 示 送 達 書						8博税第 608 号
下記の書類は、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。 なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。 令和8年7月9日 福岡県博多県税事務所長						
送達を受けるべき者の住所・氏名	送達する書類の名称	年度	納税通知書番号	納期限	変更納期限 (督促状等の場合は 督促状等の発付期日)	備考
千葉 章太郎	地方税法第73条の2に基づく書類	8	015082320331	令和8年6月1日	令和8年7月31日	
千葉 章太郎	地方税法第73条の2に基づく書類	8	015082520260	令和8年6月1日	令和8年7月31日	

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

備考

- 1 この公示送達書は、地方税法第20条の2の規定により公示送達を行うときに使用すること。
- 2 公示送達は、「送達すべき書類の名称」、「送達を受けるべき者の氏名」及び「いつでもその書類の送達を受けるべき者に交付する旨」を掲示することによつて行うもので、事務処理上必要がなければ、「送達を受けるべき者の住所」並びに「年度」、「納税通知書番号」、「納期限」及び「変更納期限(督促状等の場合は督促状等の発付期日)」の欄は、省略しても差し支えない。